

要望事項 (優先順位 4)

不法投棄対策について

要 旨

国道 367 や旧道, 登山道, 河川等の道路わきに, ゴミ・廃材・廃タイヤ等が, 道路脇に放置されており, 不法投棄が絶えません。

少しずつ投棄され, いつの間にかゴミが増えているのが現状です。不法投棄の防止対策をお願いします。

回 答

(環境政策局)

本市では, 不法投棄が多発する箇所につきましては, 不法投棄啓発看板の設置や不法投棄監視パトロールを実施するなどの対策を行っております。

また, 繰り返される不法投棄の対策に取り組まれている地域団体に対する監視カメラ等の貸出しや, 町内会や商店街等を単位として美化活動を推進する, まちの美化推進住民協定団体に対する不法投棄防止のための取組の支援を行っておりますので, 八瀬学区の皆様におかれましても, 当該制度を積極的に活用していただければと存じます。

今後とも, 地域の皆様と一体となって不法投棄対策に取り組んでまいりますので, 御協力をお願いいたします。

(建設局)

本市の管理する道路や河川内に投棄されたゴミにつきましては, 発覚次第, 順次撤去しております。

今後も, 定期的なパトロールの実施等により不法投棄を抑制していきたいと考えておりますので, 引き続き, 皆様の御協力を賜りますようお願いいたします。

(京都府)

現地の状況を確認しましたところ, 御要望のとおりゴミ等の投棄が多く見受けられましたが, その箇所は河川区域外でした。今後, 河川区域内に投棄される状況になれば, 不法投棄防止を啓発する看板を設置するなど, 対策を行う予定です。

京都府といたしましては, 不法投棄の防止対策について, 道路管理者である京都市と共同で取り組んでまいります。